

【研究報告】

ヴィエトナムの法曹養成制度及び弁護士制度の改革（概要）

国際協力部教官 丸 山 育

第1 はじめに

2001年6月18日から同年7月13日まで、国際協力部では、国際協力事業団の委託により、ベトナムから司法省弁護士・法律相談管理局次長グエン・ヴァン・トアン氏ほか9名の法律家を招き、同国の法曹養成制度改革や弁護士制度改革をテーマに研修を実施した（この研修の研修員については、末尾資料1参照。）。また、この研修終了直後の同年7月25日、ヴィエトナムで弁護士法令¹が制定され、同年10月1日より施行され1987年12月18日制定の弁護士会に関する法令は廃止となった（新弁護士法令と旧弁護士会に関する法令の条文については、末尾資料2及び3参照。）。

そこで、本稿では、上記研修の成果に基づいて、ヴィエトナムの法曹養成制度と弁護士制度の問題点と改革のポイントを整理したい。本稿中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

第2 ヴィエトナムの司法制度概要

1 裁判所

ヴィエトナムの法曹養成制度と弁護士制度について論点の整理を試みる前に、まず、ヴィエトナムの現在の司法制度の概要を確認しておく。

ヴィエトナムの国家体制は、我が国の採用する三権分立制とは異なり、すべての統治権限を掌握する国会が、その権限の一部を政府や裁判所などに分配するという民主集中制度である。行政権は政府に分配され、司法権は裁判所に分配されている。

裁判所の組織は、最高人民裁判所及び下級裁判所として61のプロヴィンス級人民裁判所と約600のディストリクト人民裁判所から構成されている²。審級としては、最高人民裁判所の下にプロヴィンス級人民裁判所、その更に下にディストリクト級人民裁判所が設置されており、最高人民裁判所を頂点とするピラミッド構造である。しかし、司法行政の面では、最高人民裁判所は独自の司法行政権を持つが、下級裁判所については政府内の司法省が管理しており、最高人民裁判所と下級裁判所の間に隔てがある。例えば、下級裁判所の予算は司法省がとりまとめており、国会の承認を得た下級裁判所予

*1 ヴィエトナム語を日本語に直訳すると「法令」となるが、これは法律とは異なる法形式であり、国会の議決を要しないものである。

*2 なお、このほか軍事裁判所があるが、軍事裁判所については割愛する。

算は、司法省から各下級裁判所に支給されている。

裁判官の員数は、最高人民裁判所裁判官が約100名、プロヴィンス級人民裁判所裁判官が約900名、ディストリクト級人民裁判所裁判官が約2,200名であり、合計約3,200名である。我が国の場合、最高裁判所裁判官が15名、判事が約1,400名、判事補が約800名、簡易裁判所判事が約800名で、合計約3,000名であるから、ヴィエトナムと我が国の裁判官の総数を単純に比較すると、概ね同程度と言える。しかし、ヴィエトナムの人口は約7,768万人³であるのに対し、我が国は約1億2,711万人⁴であるので、一定数の人口当たりの裁判官数は、ヴィエトナムの方が多い。

次に、裁判官の任用制度であるが、ヴィエトナムにおいては、日本の司法試験・司法修習制度のような統一的な法曹資格試験や法曹養成制度が存在せず、裁判官、検察官、弁護士がそれぞれ異なる資格に基づいて任用され、その養成・研修制度も別々となっている。最高人民裁判所長官は国会により選任され、その他の裁判官は国家主席によって任命される。

最高人民裁判所長官以外の裁判官を選出するのは、人民裁判所のレベルに応じて設置された裁判官選考委員会である⁵。その任用基準は、

- ①学歴が法律大学又は裁判官高等学校⁶を卒業していること
- ②実務経験として

ア 最高人民裁判所裁判官については8年以上

イ プロヴィンス級人民裁判所裁判官については6年以上

ウ ディストリクト人民裁判所裁判官については4年以上

あることが必要である。

裁判官の任期は5年であり、実際には、任期の終了した裁判官がそのまま再任されることが多い。

先に、司法行政権の所在が最高人民裁判所と下級裁判所で異なっていることを述べたが、それが裁判官の登用にも影響している。例えば、最高人民裁判所裁判官は、必ずしも下級裁判所の裁判官として経験を積んだ者が選任されるわけではなく、むしろ最高人

*3 2001年1月現在。

*4 2001年9月現在。

*5 最高裁判所裁判官選考委員会の委員は、最高裁判所長官、祖国戦線（共産党）代表、司法省代表、国防省代表、法律家協会代表である。プロヴィンス級人民裁判所裁判官選考委員会委員は、司法大臣、最高裁判所代表、国防省代表、祖国戦線代表、法律家協会代表である。ディストリクト人民裁判所裁判官選考委員会委員は、法務局長、プロヴィンス級人民裁判所代表、祖国戦線代表、プロヴィンス政府代表、法律家協会代表である。法律家協会については後述。

*6 ヴィエトナムにかつて存在した裁判官養成校であり、大学教育を受けていない者を教育して裁判官を養成していた。

民裁判所で書記官や調査官として経験を積んだ者の中から選任されるのが通常である。そのため、最高人民裁判所裁判官よりも下級裁判所裁判官の方が実務経験に富んでいることがある。

2 檢察院

我が国では、検察権を行使する検察庁は、国家行政組織法第8条の3に定める特別の機関として、法務省に置かれているが、ヴィエトナムにおいては、検察権を行使する人民检察院は、政府から独立の機関として国会に直属している。人民检察院の組織は、人民裁判所と同様にピラミッド組織であり、最高人民检察院、プロヴィンス級人民检察院、ディストリクト人民检察院から構成されている。

検察官の員数は、最高人民检察院検察官が約150名、プロヴィンス級人民检察院検察官が約1,000名、ディストリクト人民检察院検察官が約5,000名である。我が国では、検事が約1,300名、副検事が約900名であるので、単純に総員数のみを比較しても、ヴィエトナムの検察官の方がはるかに多い⁷。

検事総長は国会により選任され、その他の最高人民检察院の検察官は国家主席により任命される。プロヴィンス級・ディストリクト級人民检察院の検察官は最高人民检察院長官により任命される。

最高人民检察院には、検察官の養成や研修を目的とする検察大学校が設置され、ハノイとホー・チ・ Minh の2か所に置かれている。ハノイ検察大学校は1970年に設立され、約50名の教授陣を抱えており、ホー・チ・ Minh 検察大学校は、1978年に設立され、教授陣は約20名である⁸。ヴィエトナムにおいて検察官に任官するには、この検察大学校の検察官養成コースを卒業することが必要である。

3 弁護士

(1) 法律業務の非独占

ヴィエトナムの弁護士制度は、日本の弁護士制度とは大きく異なっている。

まず、ヴィエトナムでは、法律業務が弁護士の独占とはされていない。非弁護士であっても、法律上のアドバイス提供などの法律コンサルタント業務をすることができるし、当事者を代理した法廷での活動も可能である。民事訴訟においては、誰でも訴訟代理人になることができる。刑事訴訟においては、弁護人となりうるのは弁護士、被疑者・被告人の法定代理人（被疑者・被告人が未成年者の場合に限る。）、及び人民弁護人に限られるが、このうち最後の「人民弁護人」が何を意味するのか定義する条文はなく、解釈上も定まっていないので、弁護士以外の者が「人民弁護人」として

*7 もっとも、ヴィエトナムの検察官は、民事事件においても幅広く活動する権限を有しており、我が国の検察官よりも職域が広い。

*8 検察大学校に関する説明は、我が国の法務省から国際協力事業団長期専門家としてヴィエトナムに派遣され活躍中の柳原克哉検事の報告による。

刑事事件の弁護人になる余地がある⁹。

また、弁護士の団体である弁護士会とは別に、法律家協会がある。法律家協会は、弁護士のほか、司法省職員のように法律職に就いている者や法律職から退職した者から構成されており、ヴィエトナム全国で約1万人の会員がいる¹⁰。法律家協会は、訴訟代理能力や法律コンサルタント能力が十分にあると認められる会員に対して、法律相談員の証明書を発給しており、法律相談員と認められると、全国約60か所に設けられた法律相談所において法律コンサルタント業務ができるほか、訴訟代理人として法廷活動をする場合に、法律家協会から紹介状をもらうことができる。実務では、法学士を得て約5年間法律職を経験すれば、法律相談員の証明書がもらえる。

(2) 弁護士資格取得の要件と手続

このように、ヴィエトナムの弁護士は、法律業務を独占していないので、あえて弁護士資格を取得しようというインセンティヴが弱いのではないかと思えるが、実際のところ、近年、ヴィエトナムでは、特に都市部において、若者の間で職業として弁護士の人気が高まっているようである。弁護士資格の取得要件と手続は、冒頭で紹介した弁護士法令の改正の中で、大きく変わった点の一つであるが、旧法令からどのように変わったのかについては後述することとして、ここでは、改正後の弁護士資格の要件と手続を紹介する。

ヴィエトナムで弁護士となる第一のステップは、弁護士会に加入して研修弁護士となることである。弁護士会に加入するには、

- ①ヴィエトナムに居住するヴィエトナム市民であること。
 - ②法学士を有すること。
 - ③法律で認めるヴィエトナム又は外国の弁護士研修コースを履修していること。
 - ④道徳的資質を備えていること。
 - ⑤公務員でないこと。
 - ⑥刑事責任を追及されていないこと、又は、有罪判決を受けた前科がある場合は復権していること。
 - ⑦行政保護観察中でないこと。
 - ⑧民事上の行為能力を失っていないこと、又は、行為能力を制限されていないこと。
 - ⑨懲戒免職されて公務員の職を失った者の場合は、懲戒免職の効力が発生してから3年以上を経過していること。
- の各要件を満たす必要がある¹¹。

*9 後述の法律家協会会員が人民弁護人として認められた例がある。

*10 司法大臣と検事総長が法律家協会の副会長を務めている。ハノイ弁護士会は、法律家協会ハノイ支部を兼ねている。

*11 2001年弁護士法令第8条。

このうち、上記③の「弁護士研修コースの履修」については、法律学の教授、助教授、若しくは法学博士、5年以上裁判官若しくは検察官の職にあった者、又は上級検査官、上級法律専門官若しくは上級法律調査官の職にあった者については、免除される^{*12}。

上記各要件を満たす者が弁護士会に加入して研修弁護士になるには、一定の書類を添えて、居住地の弁護士会幹事会に申請書を提出すればよい^{*13}。弁護士会はヴィエトナムのプロヴィンス及び中央政府直轄市ごとに組織される予定である。

弁護士となる次のステップは、研修弁護士として、各弁護士会において、24か月間の実務研修と最後の考查を受けることである^{*14}。この考查に合格すれば、司法省から弁護士の資格を授与される^{*15}。ただし、5年以上10年未満の間裁判官又は検察官の職にあった者は、実務研修の半分を免除され、10年以上裁判官又は検察官の職にあった者は、実務研修の全部と考查を免除される。10年以上15年未満の間法律専門官、法律調査官、法務教官、検証官、検査官、公証人、執行官又は監査官の職にあった者は、実務研修の半分を免除され、15年以上これらの職にあった者は、実務研修の全部と考查を免除される^{*16}。

弁護士資格の授与を受けるには、一定の書類を添えて、司法省に対して申請手続をとればよい。

(3) 弁護士数

ヴィエトナム新弁護士法令は、経過措置として、旧弁護士会に関する法令により弁護士と認められていた者に対し、新法令による弁護士資格を授与するとしている^{*17}。ただし、旧法令では公務員が弁護士を兼業することを認めていたのに対し、新法令ではその兼業を禁止したことから、旧法令により弁護士として認められていた現職の公務員については、新法令の発効後3年間に限り、兼業を認めることとしている^{*18}。

旧法令下においては、ヴィエトナム全国で弁護士の総数は約1,500人であった。我が国の弁護士は、数が少ないと指摘されることが多いが、それでも、2002年1月時点では約1万9,000名である。我が国との人口差を勘案しても、ヴィエトナムの弁護士は極めて員数が少ないと言わざるを得ない。

なお、この点に関しては、法律業務が弁護士に独占されていないということも、一

*12 2001年弁護士法令第9条。

*13 同法令第10条。

*14 同法令第11条。

*15 同法令第13条。

*16 同法令第12条。

*17 同法令第42条第1項第1文。

*18 同条項第2文。

つの背景として考慮する必要がある。

第3 ヴィエトナムの法曹養成制度改革の試み

1 問題の所在

(1) 裁判官の養成について

ヴィエトナムでは、毎年、最高人民裁判所長官が国会で、人民裁判所の一年間の事件処理状況を報告し質疑を受けるが、例年、誤判が取り上げられて、裁判官の資質が問題になっている。例えば、近年、詐欺事件で有罪判決を受けた者が監督審で無罪となり、誤判をした裁判官が罷免された有名な事件があり、国会審議でも取り上げられたという。

また、このたびの研修後の2001年12月、最高人民裁判所長官が国会に報告した内容によれば、2001年中に刑事事件で53名の被告人に対して誤判があり、うち31人については既に刑の執行がなされていたとされる¹⁹。

ヴィエトナムの裁判官の中に法的資質を十分備えていない者がいる大きな原因の一つは、ヴィエトナムで本格的な法学教育が開始されたのが遅く、ようやく1970年代に入ってからであったためである。もう一つの原因としては、山岳部などの僻地勤務を嫌って、法律大学卒業生の間で裁判官の人気が低いためである。

ヴィエトナムでは、法学教育の開始が遅れていた上、1993年まで、裁判官は選挙で任用され、裁判官に任官するための学歴要件はなかったため、法学士でない者が裁判官に選任されていた。そして、1993年の人民裁判所裁判官及び人民参審員に関する法令により、法律大学又は裁判所高等学校を卒業していることが裁判官任官の要件とされたが、裁判官を志望する法律大学卒業生が少ないため、かえって裁判官のなり手がいなくなったのである。現在でも裁判官のうち約4分の3は、4年制の法律大学での正規の法学教育を受けた経験がないという状況である。

(2) 弁護士の養成について

以上が、裁判官の資質の問題であるが、これとは別に、ヴィエトナムは弁護士の養成にも問題を抱えていた。

ヴィエトナムにおいて、弁護士制度の整備が始まったのも、最近のことである。フランス植民地時代には、弁護士業はフランス人に独占され、ヴィエトナム人が弁護士の資格を得ることはできなかった。1945年の独立宣言の直後、ホー・チ・ Minh主席はヴィエトナム人による弁護士制度の創設に乗り出ましたが、抗仏戦争や内戦の影響で、上述したように法学教育の開始が遅れ、弁護士業を務めることのできる人材育成ができなかつたのである。1987年制定の弁護士会に関する法令は、弁護士に関する

*19 我が国の最高裁判所から国際協力事業団長期専門家としてヴィエトナムに派遣され活躍中の竹内努専門家（元判事補）の報告による。

るヴィエトナムで初の本格的な法令であるが、同法令においては、弁護士会加入の要件を

- ①ヴィエトナム国籍を有すること。
- ②品性人徳に優れていること。
- ③法学士又はそれと同等の学力を有すること。

と定めていた^{*20}。そして、弁護士会加入後、6か月ないし2年間の研修を経て弁護士会の考查に合格すれば、弁護士資格を授与されることになっていた^{*21}。

これらの要件は、ヴィエトナムの1987年当時の法曹界の状況を映し出している。当時のヴィエトナム社会では、法学士を有する者が極めて少数であり、裁判官や検察官の中にも法学士を有する者が現在よりも更に少なかったので、法学士であることを弁護士資格授与の要件にすることはできず、裁判官や検察官の退官者が弁護士になることを期待して、「法学士と同等の学力を有すること」という、デリケートな学力要件を置いたのである。また、弁護士会加入後の研修や考查については、弁護士会の規則で減免することが認められていた^{*22}。長期間の実務経験を有するいわゆる大物裁判官や検察官については、無条件で弁護士資格を授与することを想定していたのではないかと思われる。

このような状況で運営が始まった弁護士制度であるが、1987年の弁護士会に関する法令の施行当時、弁護士は年配者しかいなかつたらしい。おそらくヴィエトナム政府のもくろみどおり、裁判官や検察官を定年で退官した者らが弁護士の主要な供給源になったものと思われる。しかし、その後、ヴィエトナム国土の多くを占める農村山岳部では弁護士数が増加せず、弁護士会が発達しなかった。また、ハノイ、ホーチ・ミンといった都市部においては、ある程度弁護士数が増えて弁護士会が発達してきたが、弁護士会が発達すると、かえって既得権益を確保するために弁護士の新規加入に消極的になり、弁護士数の頭打ち現象が見られるようになった。こうして、ヴィエトナムでは、経済の発達にともなって法的サービスのニーズが増大しているのに、これに応える弁護士が恒常に足りないという状況に陥り、弁護士の養成が急務となつたのである。

2 法曹養成学校の設立

上記問題を克服することを目的として、ヴィエトナム司法省に付設されたのが法曹養成学校である。同校は、1998年に設立され、裁判官、弁護士らの養成や研修を担当しており、いわば、ヴィエトナム版司法研修所と言える。教授陣は常勤約20名、非常

*20 1987年弁護士会に関する法令第11条。

*21 同法令第12条第1項。

*22 同法令第12条第2項。

勤約100名であり、非常勤講師を務めるのは、現職の裁判官、大学教授、司法省幹部職員ら法律実務家である。

また、この法曹養成学校には、我が国の裁判所から裁判官1名が国際協力事業団の長期専門家として派遣され、ヴィエトナム人職員や他の援助機関の責任者らとの討議及び研究活動を通じて、研修カリキュラムの充実に向けて日夜努力している²³。法曹養成学校の実施している各種研修のうち、裁判官養成コースと弁護士研修コースのあらましを紹介する。

(1) 裁判官養成コース

法曹養成学校は、1998年の設立以来、裁判官候補者の研修を実施している。毎年3月から翌年3月までの1年間を研修期間としており、2001年3月に第3期生が修了したことにより、第1期から第3期までの修了者が合計約500名となった。

研修員となる資格を有するのは、法学士を有し、下級裁判所などの司法機関で3年以上の実務経験を有する者である。入試はなく、司法省において、各司法機関から送付される入所希望者の中から研修員を書類選考している。

研修カリキュラムは、まず7か月間の前期教育、次に3か月間の実務教育、続いて1か月間の後期教育であり、最後に卒業試験期間がある。前期教育においては、裁判官としての訴訟指揮技能、市場経済関係法のような新しい分野の法学のほか、裁判官の道徳や倫理について、主に理論的な講義がなされる。実務教育は、研修生を裁判所で実習させることにより行う。そして、実務を終えた研修生は、後期教育において、理論と実務を総合した講義を受け、卒業試験を受けるのである。

卒業試験に合格し、研修を修了した研修生は、派遣元の司法機関に復帰するが、ヴィエトナム司法省は、これら卒業生を裁判官の候補にリストアップしている。

(2) 弁護士研修コース

1998年の開校から2001年1月までの間に、法曹養成学校は弁護士研修コースを10回実施した。これは、ヴィエトナム司法省とアジア開発銀行（ADB）の合意に基づき、ADBの資金援助を受けて実施された研修であり、10回をもって一応終了した。研修対象は、すでに弁護士資格を有する者と、弁護士会に入会して研修中の者であり、1回の研修期間は3か月間であった。研修プログラムの内容は、民商事法、国際取引法などの法律の講義と、弁論技術や交渉技術などの弁護士業務に必要な技術の講義、弁護士倫理の講義などであった²⁴。

3 今後の課題

法曹養成学校の設立と各種の養成・研修コースの立ち上げにより、ヴィエトナムの法

*23 前記竹内専門家である。

*24 前記竹内専門家の報告による。

曹養成にまつわる課題は、少なからず解決されたが、なお残されている問題があろうし、法曹養成学校の設立により新たに発生した問題もあると思われる。これら今後の課題の整理を試みたい。

(1) 裁判官養成コースの位置付け

上記のとおり、ヴィエトナム法曹養成学校は、裁判官養成コースを立ち上げて裁判官候補者の養成に着手し、これまでのところ順調に修了者を送り出している。同コースの修了者が順次裁判官に任用されることにより、裁判官の資質が向上するものと期待されている。

しかし、ヴィエトナムの法令上、裁判官任用に際し、同コース修了の有無は何ら考慮されない建前である。前述したように、最高人民裁判所長官以外の裁判官については、候補者を裁判官選考委員会において審査しているが、学歴が法律大学又は裁判官高等学校を卒業していること、実務経験が、最高人民裁判所裁判官については8年以上、プロvinces級人民裁判所裁判官については6年以上、ディストリクト人民裁判所裁判官については4年以上あることを必要としているのみであって、いかなる研修の修了も任用の要件とされていないのである。

ヴィエトナム司法省は、この点を問題と認識し、裁判官選考委員会において、できる限り多くの裁判官養成コース修了者を裁判官として選考させる運用を目指しているようである。この問題を根本的に解決するには、1993年人民裁判所裁判官及び人民参審員に関する法令を改正しなければならず、そこまで一気に踏み込むことは困難であろうから、実務の運用により解決を目指すヴィエトナム司法省の手法が、最も現実的で手堅いといえる。今後、法曹養成学校は、裁判官養成コースを一層充実させて、資質の高い裁判官を輩出する実績を積み重ねることが課題であろう。

(2) 裁判所職員研修所との関係

前述したように、ヴィエトナムの下級裁判所の司法行政権は司法省が有している。そのこともあって、司法省付設の法曹養成学校が養成に力を入れている裁判官は、下級裁判所の裁判官であり、最高人民裁判所の裁判官は対象となっていない。これに対して、独自の司法行政権を持つ最高人民裁判所には、裁判所職員研修所が付設されている。同研修所は、裁判官の研修を主な目的としているが、常勤の教授陣はなく、最高人民裁判官や大学教授らを随時講師に招いて研修を実施している²⁵。

ところで同研修所では、下級裁判所の裁判官も受け入れて研修しているが、その際には、下級裁判所の司法行政権を持つ司法省と協議して了解を得ているようである。この両者の関係をさらに発展させて、法曹養成学校の裁判官養成プログラムと裁判所職員研修所の裁判官研修プログラムを有機的に連動することができれば、相乗効果をあげることが期待されるが、現実には、そういう連携はなされていない。

*25 前記竹内専門家の報告による。

ヴィエトナムでは、2001年に、1992年憲法の一部改正案が提出され、司法権に関する事項についても、従来すべての裁判が合議体で審議されることになっていたのを、単独の裁判官による審理が導入されるなどの予定であったが、結局、国会では否決された。その主な理由は、裁判官一人による判断は間違いが生じやすいというものである。この憲法改正論議を契機として、裁判所の司法行政権の在り方についても、議論の兆しがある²⁶。司法省の法曹養成学校と最高人民裁判所の裁判所職員研修所の将来像も、その議論の論点の一つになると思われる。

(3) 檢察大学校との関係

検察官の養成を担当している検察大学校と、裁判官の養成及び弁護士の研修を担当している法曹養成学校は、現在のところ全く交流がなく、それぞれが独自にそれぞれの学生や研修生を教育している状況である。この両校の関係を、今後どのように規定していくのか、大きな問題である。

法曹養成の制度全体をどのように設計するかについては、ヴィエトナムの旧宗主国であるフランスのように、裁判官・検察官と弁護士の養成を別々に行う国もあれば、我が国のように司法研修所で裁判官・検察官・弁護士の養成を統一的に行う国もあり、どれが最善の制度であるか論理的に決めることのできる問題ではない。その国の歴史、文化や社会の発展に応じて、どんな制度が最も適正かつ効率的でその国にふさわしいものであるか考えるべきであろう。

しかしながら、人的・物的資源に乏しく、限られた資源を有効に活用することが必要である場合には、我が国の採用した統一修習制度は一考の価値がある。裁判官・検察官・弁護士のいずれにも共通して必要な技能や知識には、基礎的な訴訟技術、基礎的な法律理論の実務への応用、弁論技術、法曹倫理など多くのものがあるので、そういった共通の技能や知識を教授するには、司法研修所のような一つの場所に裁判官・検察官・弁護士の候補者を一堂に集めて研修するのが、少ない資源を有効かつ効率的に活用する方法であると思われる²⁷。

したがって、法曹養成学校と検察大学校は、少なくとも教授陣の交流や相互の研修カリキュラムの合同検討などを通じて、密接な関係を作っていくことが有意義であろう。

*26 前記竹内専門家の報告によると、2001年12月10日、ヴィエトナムの国会質疑において、最高人民裁判所長官は、下級裁判所の管理運営に関する権限を最高人民裁判所が行うものとする法案を国会に提出すべく準備中である旨述べたそうである。

*27 このたびの研修に参加したヴィエトナム研修員も同意見であった。この点に関連し、研修中、我が国最高裁判所の御協力により、司法研修所を訪問する機会を得たが、非常に有意義であり、ヴィエトナム研修員から、我が国司法研修所の経験と実績を是非参考にしたいという意見が出されていた。

(4) 弁護士研修制度

前述したように、ヴィエトナムでは、2001年の新弁護士法令により、弁護士会に加入するには、法律大学を卒業するほか、法律の認めるヴィエトナム又は外国の弁護士研修コースを履修することが必要になった。ここでいう「弁護士研修コース」が何を指すのか、後に制定される他の法律の規定に委ねられているが、法曹養成学校の実施する弁護士研修コースが含まれるであろうことは疑いない。

しかし、法曹養成学校にとって、弁護士研修コースの内容をどうするか課題である。同校は、2001年1月まで、ADBの支援を受けて弁護士研修コースを実施した実績があるものの、新弁護士法令に「弁護士研修コース」が規定された以上、今後は、継続的に同コースを実施することが求められている。研修コースのカリキュラムは、裁判官養成コースのカリキュラムと一部重複する可能性もあり、そういった場合は、裁判官養成コースのカリキュラムを流用することも考えなければならないだろう。

また、研修生の募集や受入の手続も検討課題である。裁判官養成とは異なり、弁護士研修コースの研修生は、司法機関の職員には限定されず、民間からの応募も予想される。一定の条件を満たす応募者をすべて受け入れるのか、入試を実施するのか、書類選考するのか、学費を徴収するのかしないのか、問題となる点は多い。ヴィエトナムの法曹養成学校が、今後、どのような弁護士研修制度を創り出していくのか、注目したい。

第4 ヴィエトナムの弁護士制度改革

1 序論

最後に、ヴィエトナムの弁護士制度改革の要点について述べたい。

ヴィエトナムの弁護士制度は、前述のように、弁護士による法律業務の独占がないという特色があり、これは2001年の弁護士法令制定の前後を通じて変化がないが、それ以外には、弁護士資格取得要件及び手続などに大きな変化が現れた。

そこで、新弁護士法令の内容を明らかにするため、まず、1987年制定の弁護士会に関する法令がどのような制度を定めていて、そこでどのような問題が生じていたのかを概観し、次いで新弁護士法令で問題解決のためにどのような改正がなされたのか述べ、最後にヴィエトナム弁護士制度の今後の課題を整理することにする。

2 1987年弁護士会に関する法令の問題点

1987年弁護士会に関する法令は、弁護士制度を規定するヴィエトナム初の本格的な法令であったが、同法令では、弁護士は弁護士会を通じてのみ活動できるというユニークな制度が採用されていた。つまり、ヴィエトナム全土に61の弁護士会を設立させることを目指し、弁護士は必ず弁護士会に加入しなければならない強制加入制度とし、顧客は法的サービスの提供を弁護士会に申し込み、弁護士会が傘下の弁護士に顧客の依

頼を割り当てるという制度をとっていたのである^{*28}。しかも、弁護士が個人事務所を開設することは禁止され、弁護士は所属する弁護士会のオフィスでのみ弁護士業務を遂行するものとされていた。つまり、1987年の弁護士会に関する法令の下で、弁護士は、弁護士会により管理監督されていたのである。

しかし、ヴィエトナムが市場経済への移行を図り、社会経済が発達するにつれて、旧弁護士制度に矛盾や問題が生じてきた。まず、地域間の格差である。都市部においては弁護士数が増えたが、農村山岳部では弁護士が増えず、ヴィエトナムの全プロヴィンスに61弁護士会がすべて設立されたのは、やっと1998年のことであった。他方、都市部の弁護士会の中には、弁護士数の増加を抑制して既得権益を確保しようとする動きが出始めた。弁護士業務を行うには弁護士会の事務所に出勤して待機していなければならぬが、都市部の弁護士会では弁護士数が増えたため、弁護士会事務所のスペースが不足し始め、仕事の割当を待つばかりの弁護士も生じてきたのである^{*29}。そのため、弁護士の新規加入を一定期間停止する弁護士会も現れるに至った^{*30}。

しかし、ヴィエトナム社会の法的サービスの需要が少なかったわけではないと思われる。ヴィエトナムでは、弁護士に限らず誰でも法律サービスを提供できるので、法律サービスの提供を事業とする法律コンサルタント会社が設立されるようになり、市民や企業の法的サービスのニーズを満たしていた。当初、弁護士は、法律コンサルタント会社とは一線を画していたが、次第に、弁護士が法律コンサルタント会社の社長となる例が増え、新法令制定の直前には、法律コンサルタント会社の社長は、ほとんどすべて弁護士で占められていた。つまり、弁護士の中には、弁護士会を通じてのみ弁護士業務をすることができるという制度を脱法し、私人として法律サービスを提供して報酬を得るものが、相当数いたのである。

このような状況を見て、ヴィエトナム司法省は弁護士制度改革の必要性を認識し、1994年ころから新弁護士法令制定の準備作業にとりかかっていた。同省が改正すべきと考えていた主要な点は、

- ①弁護士の資質を確保しながら弁護士数を増やすこと。そのため、弁護士となる能力を有する者が弁護士になりやすい制度とすること。
- ②弁護士が弁護士会を通じて業務を遂行するのを改め、弁護士事務所や弁護士法人が法律サービスを提供する近代的な制度とすること。
- ③61の弁護士会がバラバラに存在する状態を改め、弁護士の全国的な組織を創設すること。

*28 1987年弁護士会に関する法令第1条参照。

*29 例えば、ある弁護士会では、約100名の弁護士に対して、約40平方メートルの事務所スペースしかなかったそうである。

*30 ある弁護士会では、総会において、「今後一年間新規加入を認めない。」という決議がなされた。

の3点である。

3 新弁護士法令による改正の要点

上記問題点の解決のため、2001年制定の弁護士法令では、次のような改正がなされた。

(1) 弁護士資格取得の要件及び手続の改正

弁護士資格を得るための要件と手続について、新旧法令の規定内容の詳細は既に説明したが、要約すると次のようになる。

旧法令の下では、

- ①法律大学を卒業するか又はそれと同等の学力を有し、
- ②弁護士会に加入し、
- ③6か月ないし2年間弁護士会の研修を受け、
- ④弁護士会の考查に合格する。

という過程を経て、弁護士になることができた。

これが、新法令では、

- Ⓐ法律大学を卒業し、
- Ⓑ弁護士研修コースを履修し、
- Ⓒ弁護士会に加入して研修弁護士となり、
- Ⓓ24か月間弁護士会の実務研修を受け、
- Ⓔ弁護士会の考查に合格する。

という過程に改められた。

このうち、「Ⓑ弁護士研修コースの履修」という要件の追加が大きな改正点であり、実質的には、司法省は、その付属施設である法曹養成学校で弁護士研修コースを修了した者を弁護士に育てるにより、弁護士の資質確保を狙ったことができる。

実は、2000年当時の弁護士法令草案では、上記ⒶないしⒺという過程ではなく、

- Ⓐ法律大学を卒業し、
- Ⓑ弁護士研修コースを履修し、
- Ⓒ弁護士会で12か月間の実務修習を受け、
- Ⓓ司法省の考查に合格し、
- Ⓔ弁護士会に入会する。

というプロセスが想定されていた。

この2000年案では、実務修習を弁護士会に任せるもの、弁護士研修コースとⒹの最終考查を司法省の管轄とするので、弁護士の資質確保を目的とした司法省の介入がより強くなっていたのであるが、一部の弁護士会から、強硬な反対があり、上記ⒶないしⒺの新制度が採用された経緯がある。司法省と弁護士会はこの点について協議を重ね、最終的に、司法省は弁護士研修コースの履修を要件とし、弁護士会は最終考查の権限を残すことにより、妥協が図られたのである。

(2) 弁護士事務所、法律合名会社制度の導入

新弁護士法令は、弁護士が弁護士会を通じてのみ弁護士業務をなしうる制度を廃止し、弁護士事務所又は法律合名会社に弁護士業務を行わせることとした。

弁護士事務所は一人又は複数の弁護士によって設立される。一人の弁護士が設立した場合、その者が事務所の代表者であり、事務所に関する債務について無限責任を負う。複数の弁護士によって設立された場合、設立メンバーの合意により1名を代表に選任する。事務所の債務については、設立メンバー全員が連帯して無限責任を負う^{*31}。

法律合名会社は、二人以上の弁護士によって設立される法人である。法律合名会社の債務は、構成員が連帯して無限責任を負う^{*32}。代表者について、弁護士法令に規定がないが、弁護士法令に規定がない場合は企業法の規定に従うこととされているので、企業法の規定に基づいて代表者が定められると思われる。

法律事務所と法律合名会社のいずれも、設立後、所在地を管轄する司法局（組織上は人民委員会の機関だが、業務においては司法省の監督を受ける。）に事業登録をし、新聞紙に設立の公告をしなければならない^{*33}。

また、法律事務所と法律合名会社のいずれも、ヴィエトナムの弁護士を雇用することができるとされている^{*34}ので、いわゆる「イソ弁」の登場も予定されていると言える。

法律事務所と法律合名会社の大きな違いは、業務範囲の相違である。法律事務所の弁護士は、法律コンサルタント業務のほか、法廷活動を行うこともできるのに対し、法律合名会社の弁護士は、法廷活動を行うことができない^{*35}。この区別は、法律合名会社が営利を目的としているという考え方方が前提となっている。弁護士業務に対する職業観の中に、市民の人権を擁護して正義を実現する崇高な職業という立場と、ビジネスの一つと割り切って考える立場があることは、世界のどの国でも見られる現象のようである。ヴィエトナムにおいても、ここ数年の間に弁護士になった若手の中に後者の見解が強くなっているそうであるが、両者の見解の妥協を図り、法律コンサルタント業務は営利を目的とする法律合名会社の弁護士に行わせてもよいが、法廷活動はそもそも営利目的ではないのだから、法律合名会社の弁護士にはこれを禁止し、法律事務所の弁護士にのみ行わせることにしたのである。

そうなると、法律合名会社の弁護士が依頼人から法律相談を受けてアドバイスしていたが、事件が発展し、訴訟を提起せざるを得なくなった、あるいは、相手方から提

*31 2001年弁護士法令第18条第1項。

*32 同法令第19条第1項。

*33 同法令第20条、第21条。

*34 同法令第22条第3項。

*35 同法令第18条第2項、第19条第2項。

訴されて訴訟に巻き込まれてしまった場合、弁護士はどのように対処したらよいか疑問が生じる。兼任できないとすれば、法律事務所の弁護士に依頼するしかないであろうし、兼任できるとすれば、法律相談の段階では法律合名会社で業務遂行し、訴訟になった段階から法律事務所で法廷活動をすればよいということになろう。後者の場合には、おそらく、法律事務所において弁護士として活動し、法律合名会社において私人として活動するというという趣旨であり、確かに、これは一つの便法であろう。一人の弁護士が法律事務所のメンバーと法律合名会社のメンバーを兼任しているとすると、競業禁止の問題が生じうる。

(3) 全国弁護士組織の創設

2001年弁護士法令は、わずか1か条であるが、全国弁護士組織の規定を置いた³⁶。全国弁護士組織の創設、機能及び職務の詳細な内容については、後に下位の法規範の中で定めることとされている。

同法令の制定にあたり、全国的な弁護士組織を創設することには異論はなかったが、その組織や運営に関する規定をどのくらい同法令中に規定するかについて、ヴィエトナム国内で激しい議論があったようである。司法省が国会常務委員会に提出した弁護士法令草案の中には、全国弁護士組織の機関、会員の懲戒などに関する規定が準備されていたが、最終的には、上記のように理念的な規定を1か条置くにとどめ、具体的な内容は後日定めることとされた。

その理由は、ヴィエトナムの弁護士数が少なく、弁護士会が十分に発展していないためである。法令に全国組織の創設や運営の規定を置いても、現実にそれを実現できるだけの基盤がない——例えば、全国組織の事務所を設置できる建物がなく、全国組織の運営に没頭できるだけの余裕のある弁護士がいない——ことが懸念され、今後、全国組織創設の機運が高まるのを待って対処することになったわけである。したがって、全国弁護士組織の規定は置かれたものの、早急にこれが創設されるとは考えられていない。

4 今後の課題

ヴィエトナム弁護士制度の将来について、気付いたことを2点指摘したい。

(1) 弁護士の法律業務非独占

2001年の弁護士法令においても、法律業務が弁護士に独占されない制度は維持された。このたびの研修に参加した研修員らにこの点を質問すると、「ヴィエトナムでは弁護士の員数が少ないので、市民の権利を擁護するため、弁護士以外の者が法的サービスを安価で提供できる制度が必要である。将来的には、青年団体や婦人団体、

*36 2001年弁護士法令第36条。

労働組合などでも一般市民が法律相談できるようにしたい。」などという回答であった。ヴィエトナムにおいては、弁護士よりも会員数の多い（かつ政治力も強いと思われる。）法律家協会があり、法律家協会の会員も法的サービスを提供している現実があるので、弁護士以外の者も法律業務ができるという伝統や社会認識が生じているのであろう。現在のように法律業務を独占していない状態でも一部の弁護士会が弁護士の新規参入を制限しようとしている状況を見ると、弁護士に法律業務を独占させでは、弁護士がたやすく特権階級に成り上がってしまうおそれがあるのは確かである。

しかし、弁護士の法律業務独占を認めると、国の将来を担う若者が弁護士の活動に興味や関心を抱き、弁護士資格を得ようと努力することにより、潜在的な弁護士人口を増加させて資質を高める効用があることは否定できないだろう。逆に言えば、弁護士の法律業務独占を認めないと、将来の人材が別の分野に流出する可能性がより高くなる。また、比較法的にも、弁護士に法律業務を独占させない例は少ない^{*37}。

ヴィエトナムは、弁護士の資質を確保しながら員数を増加させたいという政策目標を掲げる一方、弁護士の法律業務非独占を維持しようとしており、難しい弁護士制度運営を自らに課していると言えるだろう。

(2) 新制度の運営

ヴィエトナムは、2001年弁護士法令の施行により、とにもかくにも弁護士制度を改革した。これまで述べてきたように、弁護士資格の取得要件の改正から弁護士の業務形態の変更、弁護士組織の全国化まで含む大改革である。しかし、新制度の細部については、法令でまだ規定されていなかったり、今後の実務の運用に任せられている部分が少なくない。

例えば、司法省は、弁護士の資質を確保するため、法曹養成学校の弁護士研修コースの履修を弁護士資格の要件の一つにすることに成功したが、実務修習や最終考査は各弁護士会が決定権を保った。最終考査の運用次第では、司法省の目標の一つである弁護士数の増加が達成できないおそれも残っている。弁護士の業務形態は、弁護士会を通じた職務執行から、法律事務所や法律合名会社での活動に劇的に変更されたが、個々の弁護士はどのように対応するのか、小規模の事務所や合名会社の乱立になるのか、多数の弁護士による大事務所や大合名会社形成が志向されるのか予測が難しい。また、いつ全国弁護士組織が創設されるのか、その中央事務所は政治の中心であるハノイに置かれるのか、現在弁護士数が最も多いホー・チ・ Minh に置かれるのか、注目すべき点は多い。

ヴィエトナムの新弁護士制度がどういう姿に展開していくのか、ここしばらくの間、

*37 イギリスのソリシタはその一例であるが、同国の法廷活動はバリスタの独占である。フランスでは、1992年以降、アドヴォカが法律業務を独占している。

興味は尽きない。

第15回ヴィエトナム国法整備支援研修員名簿

(2001. 6. 18 現在)

1	Mr. NGUYEN VAN TUAN	グエン ヴアン トアン 司法省 弁護士・法律相談管理局 次長	47 歳
2	Mr. NGUYEN THANH THUY	グエン タン トュイ 司法省 民事判決執行局 次長	41 歳
3	Mr. LE HONG SON	レ ホン ソン 司法省 行政刑事法局 次長	46 歳
4	Ms. NGUYEN THI KIM KHANH	グエン ティ キム カーン ハノイ人民裁判所 行政裁判所 裁判長	51 歳
5	Mr. PHAN CHI HIEU	ファン チ ヒュー 司法研修所 研修課 副主任	31 歳
6	Mr. DO NGOC THINH	ドウ ゴック ティン 司法研修所 知識更新研修課 副主任	41 歳
7	Mr. PHAN THIEN VUONG	ファン ティエン ヴォン ドンナイ弁護団 幹事長	50 歳
8	Mr. LE HONG SON	レ ホン ソン 司法省 弁護士・法律相談管理局法律専門官	36 歳
9	Ms. PHAN THI HONG HA	ファン ティ ホン ハー ^一 司法省 人事・研修局 法律専門官	31 歳
10	Mr. DONG NGOC BA	ドン ゴック バー ^一 ハノイ法科大学 経済法学科 講師	28 歳

男性 8名 女性 2名

研修監理員（通訳）

大貫 錦（オオヌキ カム）
 綱川 秋子（ツナガワ アキコ）

資料2

弁護士法令（新法令） (No.37/2001/PL-UBTVQH10 2001年7月25日)

被疑者・被告人の防御権を保障し、関係者の合法的権利及び利益を保護し、日々増加する個人・組織の法律相談への要求に応じ、社会主義法制の保全に寄与するため、

道徳的資質と専門知識を備えた職業弁護士を発展かつ充実させ、人民の人民による人民のための社会主義法治国家建設における弁護士及び弁護士組織の役割を發揮させ、弁護士の組織及び弁護士業務に対する国家管理を強化するため、

ベトナム社会主義共和国1992年憲法に基づき、

2001年法令策定プログラムに基づく第10期第8回国会の決議により、

当法令は弁護士の組織及び弁護士業務について規定する。

第1章 一 総則

第1条 弁護士

- 1 弁護士とは、当法令の規定に基づいた業務資格を有し、個人・組織の合法的権利及び利益を保護するため、その要求に応じ、法律の規定に基づき訴訟活動に参与し、法律相談及びその他法律サービスを行う者とする。
- 2 自らの活動により、弁護士は社会の公理・公平及び社会主義法制の保護に寄与する。

第2条 弁護士業務の原則

- 1 法律の遵守
- 2 弁護士の職業倫理に関する準則の遵守
- 3 誠実かつ客観的事実の尊重
- 4 自らの活動について法律上の責任

第3条 弁護士業務の組織形態

弁護士業務の組織形態は、当法令に定める弁護士事務所及び法律合名会社とする。

第4条 弁護士の社会一職業組織

弁護士の社会一職業組織は弁護士の合法的な権利及び利益を体現して保護し、職業倫理に関する法令の遵守を監督し、当法令に基づき弁護士業務の管理に関与する。

弁護士の社会一職業組織は、弁護士会及び全国弁護士組織とする。

第5条 弁護士業務の管理

弁護士業務の管理は、国家管理と弁護士の社会一職業組織の自治との結合原則にのっとつ

て行われ、弁護士の業務遂行における法律及び職業倫理の遵守を保障することを目的とする。

第6条 法的支援活動の奨励

国家及び社会は、弁護士及び弁護士業務を行う各組織に対し、貧困者及び法律に規定された優遇政策対象者への無料法律扶助活動への参加を奨励する。

第2章 一 弁護士業の条件、弁護士の義務及び権利

第7条 弁護士業の条件

弁護士業を行う者は弁護士会に加入し、弁護士業証明を有しなければならない。

第8条 弁護士会加入条件

- 1 以下の条件をすべて備える者は弁護士会に加入することができる。
 - a) ベトナム国内に居住するベトナム国民であること。
 - b) 法学士を持つこと。
 - c) ベトナム法の公認するベトナム又は外国の弁護士養成課程を終了したこと。ただし、当法令第9条の規定に基づき免除された場合を除く。
 - d) 良好的な道徳的資質を備えていること。
 - e) 幹部職員・公務員法の規定による幹部職員・公務員でないこと。
- 2 以下の者は弁護士会に加入することができない。
 - a) 刑事責任を追及され、又は有罪判決を受け前科が消滅されていない者。
 - b) 行政保護観察中の者。
 - c) 行為能力を失った又は制限された者。
 - d) 幹部職員・公務員であったが免職され、免職決定が発効した日から3年間を経過していない者。

第9条 弁護士養成課程を免除される者

- 1 法学教授、助教授、博士と公認される者
- 2 5年以上裁判官、検察官の職に在った者
- 3 上級調査員、上級法律専門家、上級法律調査官の職に在った者

第10条 弁護士会加入手続

- 1 弁護士会へ加入する者は、その居住する地域の弁護士会の幹事会へ申請しなければならない。申請の際には、以下の書類を提出しなければならない。
 - a) 履歴書
 - b) 法学学士、修士、博士証明書の写し
 - c) 弁護士養成課程修了証書の写しまたは当法令9条に規定する弁護士養成課程免除に該当

することを証明する書類の写し

d) 司法履歴票

e) 居住地証明書

2 弁護士会加入申請書を受理してから30日以内に、弁護士会幹事会は内容を検討し、申請承諾の決定を行う。申請を拒絶する場合、その理由を文書にて申請者に通知しなければならない。

申請を拒絶された者は、当法令第41条第2項の規定に基づき異議申立てをすることができる。

第11条 弁護士研修

1 弁護士会に加入した者は研修弁護士として24か月間の弁護士研修期間を経なければならぬ。ただし当法令12条に規定された研修期間減免の場合を除く。

2 弁護士会幹事会は、研修弁護士を弁護士研修組織に推薦し、当該組織は研修弁護士を指導・監督し、研修結果を評価する弁護士を任命する。

3 弁護士は、法律業務を行う弁護士事務所又は法律合名会社の指定に従って、研修弁護士の指導を受諾し、研修弁護士の業務行為に責任を持たなければならない。1名の弁護士が指導する研修弁護士は3名までとする。

研修弁護士は、指導弁護士の指定に従ってのみ業務活動を行うことができる。

4 研修期間終了時に、研修弁護士は弁護士業務を行う能力を評価する考查を受けなければならない。

5 考査に合格した者は、弁護士業証明書を発給される。

6 以下の者は研修弁護士名簿から抹消される。

a) 自らの意思により弁護士会を脱退する者

b) 研修制度、弁護団規則及び当法令のその他の規定について重大な違反を犯した者

7 政府は研修制度及び研修終了時考查手続の詳細を規定する。

第12条 研修期間の減免

5年以上10年未満裁判官または検察官の職に在った者は研修期間の半分が免除され、10年以上の者は研修が免除される。

法律専門官、法律調査官、法務教官、検証官、捜査官、公証人、執行官、監査員等として10年以上15年未満法律業務に携わっていた者は研修期間の半分が免除され、15年以上的者は研修期間の全部が免除される。

第13条 弁護士業証明書の授与

1 研修後の考查に合格した者及び弁護士研修を免除された者は、弁護士会幹事会により司法省に対して弁護士業証明書の授与を推薦される。

2 弁護士業証明書の授与提案書は以下の書類を含む。

- a)弁護士業証明書の申請書
- b)履歴書
- c)司法履歴票
- d)法学学士、修士、博士証書の写し
- e)弁護士養成過程修了証書の写し又は当法令9条に規定する弁護士養成過程免除該当者であることを証明する書類の写し
- f)研修弁護士の実務能力及び道徳的資質に関する指導弁護士の所見であり、弁護士業組織の認証があるもの。ただし、当法令12条により研修を免除された場合を除く。
- g)研修後の考查結果又は当法令12条に規定する弁護士研修免除に該当することを証明する書類
- h)弁護士会幹事会の弁護士業証明書授与提案書

3 弁護士業証明書授与提案書を受理してから30日以内に、司法省は申請者へ弁護士業証明書を授与する。申請を拒絶する場合、その理由を書面により申請者及び弁護士会幹事会に通知しなければならない。

弁護士業証明書授与を拒絶された者は、当法令第41条第1項の規定に基づき異議申立てをすることができる。

4 弁護士業証明書を授与された者は、弁護士としてのあらゆる権利、義務をもって法律業務を行うことができる。

第14条 弁護士業務の範囲

1 弁護士業務の範囲は以下のとおりとする。

- a)被疑者、被告人の弁護人として、または被害者、民事原告、民事被告、刑事事件に関連して権利・義務を有する者の権利保護者として訴訟に参加すること。
- b)民事事件、経済事件、労働事件、行政事件において、当事者の代理人または当事者の合法的権利及び利益の保護者として訴訟に参加すること。
- c)紛争解決の仲裁人として訴訟手続に参加する。
- d)個人・組織の要求により法律上の助言をし、契約書・申請書の草案を作成すること。
- e)個人・組織(以下依頼人と称する。)の授權により法律関係業務を行うこと。
- f)その他法律の規定に基づき法律サービスを提供すること。

2 弁護士はベトナム国内の場所を問わず弁護士業務を遂行できる。

弁護士の外国での業務は、政府の規定に従わなければならない。

第15条 弁護士の権利と義務

1 弁護士は以下の権利を有する。

- a)当法令の規定により行う法律業務の分野を選ぶこと。
- b)弁護士事務所または法律合名会社の設立。
- c)契約に基づき弁護士事務所または法律合名会社で稼働すること。

d)訴訟法及び当法令に従って訴訟に参加すること。

e)その他法律の定める権利を行使すること。

2 弁護士は以下の義務を有する。

a)当法令第2条に規定する弁護士業務の原則を遵守すること。

b)依頼人の合法的権利及び義務を保護するため合法的手段を正しく講じること。

c)弁護士業務を行う弁護士事務所の指定に従って、訴訟実施機関の要請により、訴訟に参加すること。

d)その他法律の定める義務を履行すること。

3 研修弁護士は弁護士と同様の権利及び義務を有する。ただし以下のものを除く。

a)弁護士事務所、法律合名会社の設立または設立へ参加すること。

b)法律相談文書へ署名すること。

c)プロヴィンス級人民裁判所、軍管区又は同等の軍裁判所、最高人民裁判所の管轄に属する訴訟へ参加すること。

d)指導弁護士の指定又は依頼人の合意を得ないで、ディストリクト級人民裁判所、地区軍裁判所の管轄に属する訴訟へ参加すること。

第16条 弁護士に対する禁止事項

1 同一の事案において利害相反する複数の被疑者、被告人または関係者を弁護し又は擁護すること。

2 故意に虚偽の証拠を提供し、又は被疑者、被告人、関係者に虚偽の供述または根拠のない申立て、訴えの提起、告発を教唆すること。

3 業務中に知り得た事案、依頼人に関する情報を漏洩すること。ただし、依頼人の同意があった場合または弁護士倫理に関する規則又は法律別段の定めがある場合を除く。

4 依頼人へ嫌がらせをすること。

5 弁護士事務所または法律合名会社が依頼人と合意した報酬及び経費以外に、依頼人から金銭、物質的利益を享受すること。

6 その他法律に違反する行為をなすこと。

第3章 一 弁護士業組織の形態

第17条 弁護士業組織の形態

1 弁護士事務所

2 法律合名会社

弁護士は、弁護士業を営むため、本条に定める2つの業態のいずれかを選択することができる。

第18条 弁護士事務所

- 1 弁護士事務所は1名または複数の弁護士によって設立される。
弁護士事務所が1名の弁護士によって設立された場合、同弁護士が事務所長となり事務所の義務に関しては自らの全財産をもって責任を負う。
弁護士事務所が複数の弁護士によって設立された場合、事務所の義務に関してはメンバーである弁護士が自らの全財産をもって連帯責任を負う。メンバーである弁護士は合意により事務所長1名を選出する。事務所長は法律上の事務所の代表とする。
- 2 弁護士事務所は訴訟の分野での法律サービス、法律相談、その他の法律サービスの提供を行うことができる。
- 3 弁護士事務所の名称は弁護士またはメンバーである弁護士が決定するものとする。ただし「弁護士事務所」の名称を含むものとし、すでに事業登録を行っている他の弁護士事務所との重複または混同を生じ、又は民族の歴史、文化、道徳、公序良俗の伝統を侵すものであってはならない。
- 4 弁護士事務所は政府の規定による個別の印鑑を有する。

第19条 法律合名会社

- 1 法律合名会社は最低2名の弁護士によって設立された弁護士業務組織の形態であり、会社の義務に関しては設立した弁護士が自らの全財産をもって連帯責任を負う。法律合名会社はパートナーシップを有するメンバーのみからなる。
法律合名会社の設立、組織、管理、活動は当法令の規定に従い、当法令の規定がない場合は企業法の規定に従う。
- 2 法律合名会社は法律相談の分野における法律サービス、その他の法律サービスの提供を行うことができる。法律合名会社は訴訟の分野で法律サービスを提供してはならない。
- 3 法律合名会社の名称はメンバーである弁護士の合意により決定するものとする。ただし「法律合名会社」の名称を含むものとし、すでに事業登録を行っている他の法律合名会社との重複または混同を生じ、又は民族の歴史、文化、道徳、公序良俗の伝統を侵すものであってはならない。
- 4 法律合名会社は政府の規定による個別の印鑑を有する。

第20条 弁護士事務所、法律合名会社の事業登録

- 1 弁護士事務所、法律合名会社の事業登録書は以下の書類を含む。
 - a) 事業登録申請書
 - b) 複数の弁護士による弁護士事務所の設立契約書または法律合名会社の定款
 - c) 設立した弁護士の名簿
 - d) 設立した弁護士の弁護士業証明書の写し
 - e) 事務所所在地の確認書
- 2 弁護士事務所、法律合名会社はその本部所在地の司法局で事業登録を行う。

所定の書類を受理してから 15 日以内に、司法局は弁護士事務所、法律合名会社に事業登録書を発給する。発給を拒絶する場合、その理由を書面により申請者に通知しなければならない。発給を拒否された者は、当法令第 41 条の規定に基づき異議申立てをすることができる。

弁護士事務所、法律合名会社は事業登録書の発効日から事業を行うことができる。

- 3 名称、本部所在地、業務分野、メンバー弁護士名簿に変更があった場合、弁護士事務所、法律合名会社は遅くとも変更が生じる 10 日前までに事業登録地の司法局に通知しなければならない。

第 21 条 弁護士事務所、法律合名会社設立の新聞掲載

事業登録書を発給されてから 30 日以内に、弁護士事務所、法律合名会社は中央または事業登録地の日刊紙、もしくは法律専門紙に、以下の主要な内容を 3 号連続して掲載しなければならない。

- 1 本部の名称、所在地
- 2 業務分野
- 3 設立した弁護士又は設立メンバーである弁護士の氏名
- 4 法律上の代表者である弁護士の氏名
- 5 事業登録番号、発給機関、発給年月日

第 22 条 弁護士事務所、法律合名会社の権利

- 1 事業登録書に記載された業務分野における法律サービスを提供すること。
- 2 依頼人からの報酬を受領すること。
- 3 ベトナム人弁護士、及び事務所又は会社の職員を雇用すること。
- 4 ベトナムにおける外国人弁護士の業務に関する法律の規定に基づき外国弁護士を雇用すること及び外国弁護士組織と協力すること。
- 5 当法令第 24 条の規定に基づき国内支部を設立すること。
- 6 政府の規定に基づき在外事業所を設立すること。
- 7 その他法律の定める権利を行使すること。

第 23 条 弁護士事務所、法律合名会社の義務

- 1 法律合名会社は以下の義務を有する。
 - a) 事業登録書に記載された業務分野において事業を行うこと。
 - b) 依頼人と契約した内容を厳格に守ること。
 - c) 法律相談、その他の法律サービス業務を行った際にその弁護士が依頼人に与えた損害を賠償すること。
 - d) その弁護士らの損害賠償責任保険に加入すること。
 - e) 本部において報酬額を公示すること。

- f) 労働、税金、経理、統計に関する法律の規定を遵守すること。
- g) 弁護士会幹事会の推薦に従って、研修弁護士を受け入れ、指導弁護士を任命すること。
- h) 報告、検査、監査に関する所管国家機関の要請に応じること。
- i) その他法律の定める義務を履行すること。

2 弁護士事務所は以下の義務を有する。

- a) 当条第1項の定める義務を履行すること。
- b) 弁護士会の指定に従って、訴訟実施機関の求める事件で訴訟に参加すること。

第24条 弁護士事務所、法律合名会社の支部

1 弁護士事務所、法律合名会社の支部は、弁護士事務所、法律合名会社に属する組織であり、弁護士事務所、法律合名会社の委任により事業登録書に記載された業務分野において業務を行う。

弁護士事務所、法律合名会社は、支部の業務に関して責任を負う。

2 弁護士事務所、法律合名会社の支部は、設置された地域の司法局で事業登録を行う。

弁護士事務所、法律合名会社の支部の事業登録書は以下の書類を含む。

- a) 支部の事業登録申請書
- b) 弁護士事務所、法律合名会社の事業登録書の写し
- c) 支部設立決定書
- d) 支部長の弁護士業証明書の写し
- e) 支部所在地の確認書

所定の書類を受理してから10日以内に、司法局は支部に事業登録書を発給する。発給を拒絶する場合、その理由を書面により申請者に通知しなければならない。発給を拒絶された者は、当法令第41条第1項の規定に基づき異議申立てをすることができる。

支部は事業登録書の発効日から事業を行うことができる。

3 事業登録書を発給されてから30日以内に、支部は中央または事業登録地の日刊紙、もしくは法律専門紙に、支部の設立について3号連続して掲載しなければならない。

第25条 法律サービス契約

依頼人と弁護士事務所、法律合名会社との間で交わされる法律サービス契約は民事契約であり、以下の主要な内容を含まなければならない。

- 1 依頼人又はその代表者、弁護士事務所又は法律合名会社の名称、所在地
- 2 サービス内容、契約履行期間
- 3 契約当事者の権利及び義務
- 4 報酬算定方法及び具体的な報酬額、費用項目(必要な場合のみ)
- 5 契約違反の際の責任

当事者の一方の要求があれば、契約は公証されなければならない。

第26条 弁護士事務所、法律合名会社及び弁護士事務所、法律合名会社の支部の活動停止

1 以下の場合、弁護士事務所、法律合名会社及び弁護士事務所、法律合名会社の支部は活動を停止する。

a) 自発的に活動を停止する場合

b) 事業登録書が撤回された場合

2 政府は、弁護士事務所、法律合名会社及び弁護士事務所、法律合名会社の支部の活動停止の手順、手続に関しては規定するものとする。

第4章 — 弁護士の報酬及び経費精算

第27条 報酬

弁護士事務所、法律合名会社の法律サービスを受けた依頼人は報酬を支払わなければならぬ。弁護士事務所、法律合名会社の報酬受領に関しては会計に関する法律の規定に従う。

弁護士事務所、法律合名会社は、弁護士会の規定により、貧困者または優遇政策対象者に対して報酬の減免を行う。

第28条 報酬算定の根拠と算定方法

1 報酬額は、以下の根拠に基づいて算定される。

a) 法律サービスの内容、性質

b) 弁護士が法的サービスを実施した時間、労力

c) 弁護士の経験、信用度

2 弁護士事務所、法律合名会社と依頼人は、以下の報酬算定方法の適用を合意することができる。

a) 弁護士の労働時間

b) 事案ごとの一括報酬

c) 訴訟金額、契約価格、案件総額の歩合による案件ごとの報酬額

d) 固定報酬額による長期契約

第29条 報酬に関する合意

報酬額は依頼人と弁護士事務所、法律合名会社が法律サービス契約において合意するものとする。弁護士が訴訟に参加した刑事事件に関しては、報酬額は政府の定める限度額を超えてはならない。

第30条 経費の精算

報酬のほか、依頼人の要求を実施するための交通費、宿泊費、その他の合理的経費の精算に関して、依頼人は弁護士事務所、法律合名会社と合意することができる。経費の精算は会計に関する法律の規定に従う。

第31条 訴訟実施機関の要請により弁護士が訴訟に参加した場合の報酬及び経費の精算
訴訟実施機関の要請により弁護士を刑事訴訟事件に参加させた法律事務所は、政府の規定に従って報酬及び経費の精算を享受することができる。

第5章 一 弁護士の社会－職業組織

第32条 弁護士会

- 1 弁護士会は弁護士の社会－職業組織である。
- 2 3人以上の弁護士が居住するプロヴァンス又は中央直轄都市において、弁護士会を設立することができる。そのようなプロヴァンス又は中央直轄都市の人民委員会は、司法大臣との合意の後、弁護士会設立許可を発給する。
- 3 弁護士会は法人格を有し、個別の口座及び印鑑を持ち、メンバーの会費、拠出金、その他の合法的財源からの収入による独立採算運営を原則とする。
- 4 弁護士会は、内部関係を規律する定款を持つ。

第33条 弁護士会の職務及び権限

- 1 研修弁護士を監督し、研修結果を評価すること。
- 2 弁護士、研修弁護士の合法的な権利及び利益を代表し保護すること。
- 3 弁護士による法律、職業倫理の遵守を監督すること。
- 4 法律事務所、法律合名会社に対し、法律違反行為を直ちに止めるように要求し、必要なときは、権限のある国家機関にその処理を要請すること。
- 5 弁護士、研修弁護士と法律事務所、法律合名会社間の紛争、法律事務所又は法律合名会社間の紛争、依頼人と法律事務所又は法律合名会社間の紛争を解決すること。
- 6 弁護士の専門性を高めるため、専門的評価、経験の交換、専門的養成、その他の手段を講じること。
- 7 国家の政策及び法の深化に弁護士の意見及び提案を反映させること。
- 8 弁護士を法律の普及及び教育に組織的に参加させること。
- 9 弁護士会の組織、運営、弁護士名簿を、毎年、司法省、プロヴァンス又は中央直轄都市の人民委員会に報告すること。
- 10 弁護士会の決議及び決定を、毎年、司法省、プロヴァンス又は中央直轄都市の人民委員会に送付すること。

第34条 弁護士会の構成員

- 1 弁護士会に加入した弁護士は、その団のメンバーである。
弁護士会メンバーの弁護士会内部での権利義務は、弁護士会の定款に定めるものとする。
- 2 研修弁護士は、弁護士会メンバーと同様の権利義務を有するものとする。ただし、幹事会及び賞罰評議会の選挙権及び被選挙権、弁護士会の業務に関する議決権を除く。

第35条 弁護士会の機関

- 1 弁護士会の機関は以下の通りである。
 - a) 弁護士会の最高機関である弁護士総会
 - b) 弁護士会幹事会は、弁護士総会で選任される弁護士総会の執行機関である。
 - c) 弁護士会幹事会のメンバー及び弁護士総会で選任され幹事会と同一の任期を持つ複数の弁護士から構成される賞罰評議会
- 2 弁護士総会、弁護士会幹事会及び賞罰評議会の職務及び権限は、弁護士会の定款に定めるものとする。

第36条 全国弁護士組織

全国的規模で、全国弁護士組織は弁護士を代表し、弁護士の合法的な権利及び利益を保護する。

全国弁護士組織の創設、機能及び職務は、政府の規定に従う。

第6章 — 弁護士組織及び業務に関する国家管理

第37条 弁護士組織及び業務に関する国家管理の内容

- 1 ベトナムにおける弁護士業の発展戦略及び発展政策の策定
- 2 弁護士組織及び弁護士業務に関する法令の公布及びその施行ガイドンスの実施
- 3 弁護士の養成、業務研修の組織及び指導
- 4 弁護士業証明書の発給
- 5 弁護士の業務組織の事業登録用紙の給付
- 6 弁護士会の設立及び解散の許可
- 7 弁護士組織及び弁護士業務に関する検査、監査、異議申立て及び告訴の解決、法律違反行為の処分
- 8 弁護士組織及び弁護士業に関する法令の規定に反する弁護士会の規定、決定、決議の執行停止及び修正要求
- 9 弁護士業の発展支援施策の実施
- 10 弁護士に関する国際協力活動の国家管理

第38条 国家管理機関

- 1 政府は弁護士組織及び活動に関して統一した管理を行う。
- 2 司法省は弁護士組織及び活動に関する国家管理の実施において、政府に対して責任を負う。
- 3 司法省は法律の規定に基づき弁護士組織及び活動に関する国家管理において関係各省政府、政府機関と協力する。
- 4 プロヴィンス及び中央直轄都市の人民委員会は、自らの任務及び権限の範囲内において、

地域における弁護士組織及び活動に関する国家管理を実施する。

第7章 一 褒賞及び違反行為の処分、異議申立て、告訴

第39条 褒賞

弁護士分野において功績のあった個人・組織は、法律の規定に基づいて褒賞される。

第40条 違反行為の処分

- 1 当法令の規定に基づく条件を満たさずに弁護士業を営む者は、違反の性質、程度に応じて行政処罰または刑事責任の追及を受け、損害を与えた場合には法律の規定に基づいて損害を賠償しなければならない。
- 2 弁護士業を営む個人・組織が当法令の規定に違反した場合、違反の性質、程度に応じて懲戒処分、行政処罰または刑事責任の追及を受け、損害を与えた場合には法律の規定に基づいて損害を賠償しなければならない。
- 3 地位、職権を濫用して当法令の規定に違反した者は、違反の性質、程度に応じて懲戒処分、行政処罰または刑事責任の追及を受け、損害を与えた場合には法律の規定に基づいて損害を賠償しなければならない。

第41条 異議申立て、告訴

- 1 個人・組織は、権限を有する国家機関、国家行政機関の権限を有する者の行政決定、行政行為に対し、その行政決定、行政行為が当法令の規定に違反している、または自らの合法的利益を侵害していると信じる根拠を有する場合、異議申立てをすることができる。
異議申立ての解決は、異議申立て解決に関する法律の規定に基づいて実施される。
- 2 個人・組織は弁護士会幹事会、賞罰評議会の決定に対し、その決定が当法令の規定に違反している、または自らの合法的利益を侵害していると信じる根拠を有する場合、異議申立て、告訴をすることができる。

弁護士会の長は弁護士会幹事会の決定に対する異議申立ての解決の権限を有する。弁護士会賞罰評議会の委員長は、賞罰委員会の決定に対する異議申立ての解決の権限を有する。

プロヴィンス／中央直轄都市人民委員会委員長は、弁護士会幹事会、賞罰評議会の決定に対する異議申立てについて、弁護士会の長又は弁護士会賞罰評議会委員長が解決をしてなお異議申立てがある場合、異議申立ての解決の権限を有する。

プロヴィンス／中央直轄都市人民委員会委員長の解決に同意できない場合、異議申立人は、さらに司法大臣に異議を申立て、又は法律の規定により、行政事件訴訟を起こすことができる。

- 3 個人は権限のある国家機関に対し、当法令の規定に違反した行為を告訴することができる。

告訴の解決は、告訴に関する法律の規定に基づいてなされる。

第8章 一 施行条項

第42条 経過措置規定

- 1 1987年弁護士組織法令の規定により弁護士と認定された者は、当法令の規定に基づいて弁護士業証明書を発給される。現在、幹部職員・公務員の職にある弁護士については、当法令の発効日より3年間弁護士業を継続することができる。
- 2 形態の如何を問わず訴訟、法律相談、その他法律サービスの分野で活動を行っている弁護士は、当法令の発効日より1年以内に、当法令第17条の規定に定める業務組織形態に変更しなければならない。
- 3 1987年弁護士組織法令の規定に基づいて設立された弁護士会は、当法令の発効日より1年以内に、当法令第17条の規定に従って組織され活動する団体に変更しなければならない。
- 4 政府は、弁護士及び弁護士会の形態変更の詳細を定め、指導しなければならない。

第43条 外国弁護士の業務

ヴィエトナムにおける外国弁護士の業務については、政府が規則を定めるものとする。

第44条 施行

当法令は、2001年10月1日に発効する。

当法令は、国家評議会が1987年12月18日に定めた弁護士組織法令に代わって適用される。

当法令に反する従前の規定は、廃止する。

第45条 施行ガイダンス

政府は、当法令施行細則及び施行ガイダンスを規定する。

国会を代表して
常務委員会
議長
グエン・ヴァン・アン

弁護士会に関する法令 (廃止された 1987 年弁護士法令)

市民や各組織に対する弁護活動を強化することを目的とし、ベトナム社会主義共和国憲法第 100 条及び第 103 条に基づいて、本法令は弁護士組織に関する諸規定を定める。

第 1 章

総則

第 1 条

ベトナム社会主義共和国における弁護士会は、地方の各省、中央直轄市、又は中央行政単位において設立された弁護士の組織であり、市民及び各組織に対して弁護活動を行うことを旨とする。

第 2 条

弁護士会は、自らの活動によって、社会主義法制の擁護のため積極的に貢献し、法律に基づき、経済管理及び社会管理を強化する。また、市民及び各組織の法律上の諸権利及び利益を擁護し、客観的に、かつ、法律に正しく従いつつ諸事件の解決に寄与する。そして、法律の下において、すべての市民が平等であるという市民の権利の実現、社会主義的民主、市民教育の実現に寄与する。すべて憲法及び法律に沿うものでなければならず、社会主義的生活の諸規律を尊重するものとする。

第 3 条

弁護士会及び各弁護士は、法律に従い、かつ、客観的事実を尊重しつつ活動を行う。

第 4 条

国及び社会は、弁護士会及び各弁護士の職務を奨励し、支援する。

第 5 条

司法省は、閣僚評議会の公布する弁護士会規則に基づき、各弁護士会の組織及び活動に関する指導、管理を行う。

第 6 条

地方の各省、中央直轄市及び同等の行政単位における人民評議会及び人民委員会は、同レベルの祖国戦線委員会と連携し、その地方における弁護士会の活動を監督するとともに、弁護士会及び各弁護士の職務遂行に対し支援及び環境の整備を行う。

第 2 章 弁護士会

第 7 条

弁護士会は、弁護士の同業組織である。

本法令第 11 条の規定に基づき、弁護士の資格要件を満たす者が 2 名以上いる場合、同人は、地方の各省、中央直轄市、中央行政単位、又はそれに相当する行政単位の祖国戦線委員会に対し、弁護士会設立を申請し、その推薦を受ける。同推薦に基づき、祖国戦線委員会と同レベルの人民委員会は、司法省大臣と意見を統一したのち、弁護士会の設立の許可を決定する。

人民委員会の決定に基き、前項における、弁護士会設立を申請した者は、弁護士会設立会議を開催する。同会議は、弁護士会規則に基づき、弁護士会の定款を定め、会の内部機関を選任する。

第 8 条

弁護士会総会は、弁護士会の最高機関である。

総会は幹部委員会と監査委員会を選出する。両委員会の任期は 3 年とする。

総会、幹部委員会及び監査委員会の任務と権限は、弁護士会規則の規定による。

第 9 条

弁護士会は、幹部委員会を通じて弁護士の活動を組織する。

第 10 条

弁護士会は、地方の各省、中央直轄市又は中央行政単位若しくはそれに相当する行政単位において弁護士会の登録から法人格を有し、その活動を行う。

第 3 章 弁護士

第 11 条

弁護士会に加入しようとする者は、以下の要件をすべて満たしていなければならない。

- 1 — ベトナム社会主義共和国の市民であること。
- 2 — 優れた品性及び道徳を有していること。
- 3 — 法科大学卒業又は同等レベルであること。

司法及び行政機関に在職する者は、弁護士会に加入することはできない。ただし、これらの機関付属の研究所及び教育機関において、研究職又は教育職に従事するものは含まれない。

弁護士会への加入は、幹部委員会の提案に基づき、弁護士会総会がこれを承認する。

第12条

弁護士会に新規に加入したものは、6か月以上2年以下の研修期間を経るとともに、審査を合格した後、弁護士として認定される。

研修制度、審査の方法、研修期間の減免については、弁護士会規則がこれを定める。

研修中の弁護士は、法廷における弁護や各種法的支援業務を含めて、弁護士と同等の権利及び義務を有する。ただし、弁護士会の幹部委員会と監査委員会の選挙権及び被選挙権はこれを除く。

第13条

弁護士の行う各法的支援業務の形式は以下のとおりである。

- 1－各刑事事件（軍事法廷が審理する権限を持つ事件を含む。）において、被疑者・被告人の弁護人、又は被害者やその他利害関係者の代理人として訴訟に参加し、また、民事、婚姻、家族関係、労働関係などの事件において当事者の代理人として訴訟に参加すること。
- 2－国家経済組織、団体、民間及び外国の経済組織に対して法律に関する相談、コンサルタント業務を行うこと。
- 3－市民及び各組織に対して各種法的サービスを行う。

第14条

弁護士は、訴訟に参加する際に、以下の権利を有する。

- 1－裁判所の下において、すべての訴訟構成機関と平等である権利；被疑者・被告人の弁護人又は利害関係者の代理人として職務を遂行する過程で知り得た事項については、証人となる義務はない。
 - 2－事件関係書類の分析、証拠の提出、被疑者・被告人など当事者との面会、資料の追完請求、鑑定の請求、その他の必要な請求を行うこと。
 - 3－訴訟進行者及び訴訟参加者の変更の請求を行うこと。
 - 4－法廷における尋問や論争への参加、被告人の処分方法、損害賠償、及び民事、婚姻、家族関係、労働関係の争いの解決方法についての提案を行うこと。
 - 5－法廷関係書類の閲覧、追加及び訂正を要求すること。
 - 6－未成年、または身体や心神に障害を持つ被告人や当事者の弁護人又は代理人として業務を行う場合、裁判所の判決や決定に対して控訴すること。
- 訴訟への参加に際し、弁護士は、法律の規定に従い、他の権利を有する。

第15条

弁護士は、以下に該当する場合、事件の弁護人又は代理人として業務を行ってはならない。

- 1－捜査員、検察官、裁判官、人民参審員、証人、鑑定人、通訳人のいずれかの資格で当該事件の訴訟を進行し、又は訴訟に参加した者。
- 2－当該事件の訴訟において、すでに訴訟を進行し、又は訴訟に参加し、若しくは現に訴訟

の進行又は訴訟に参加している捜査員、検察官、裁判官、人民参審員との間に親戚血縁関係を有する者。

第16条

当事者の利益が相互に対立しない場合に限り、同一の事件において、一人の弁護士は、複数の被疑者・被告人の弁護人として、又はその他の当事者の代理人として業務を行うことができる。

複数の弁護士は、同一被疑者・被告人の弁護人、又は同一の当事者の代理人となることができる。

第17条

本法令第13条第2項に規定する各経済組織への法律相談、コンサルタント業務を行う場合において、弁護士は経済仲裁所又はその他の審判機関に提起された争議案件に関して、当該経済組織の代理人となることができる。

第18条

弁護士は、以下の義務を有する。

1－法律に規定された手段及び方法により、被疑者、被告人、その他の当事者の法律上の権利と利益を擁護する。

2－被疑者・被告人の弁護及びその他の当事者の代理人として行う業務は、弁護士自らがその業務について同意し、又は裁判所その他の国家機関からその業務遂行の指定を受けた場合においては、正当な理由がない限り、これを拒否することはできない。

3－弁護業務の遂行中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

第19条

弁護士は、その登録地域外においても弁護士業務を行うことができる。

第4章

弁護士報酬、及び弁護士会基金について

第20条

弁護業務を弁護士に対して依頼した市民及び組織は、報酬を支払わなければならない。報酬の支払い、減免に係る制度は、弁護士会規則による。

第21条

弁護士は、弁護士会を通して一つの訴訟ごとに報酬額の70%から80%の範囲に相当する金額を受け取る。その報酬割合は、弁護士会総会の決定による。

第22条

弁護士及び弁護士会の職員に対する社会保険制度は、法律の規定による。

第23条

すべての弁護士会は独自の基金を有する。同基金は、弁護士報酬の一部及びその他の合法的収入により形成される。

弁護士会基金の使用は、弁護士会規則に基づき、弁護士会総会が決定する。

第5章

賞罰

第24条

弁護士会及び弁護士に対する賞罰は、弁護士会規則によって規定される。

第6章

最終条項

第25条

閣僚評議会は、ベトナム祖国戦線中央委員会の意見を聴取した後、弁護士会規則を公布し、本法令の施行細則を決定する。

1987年12月18日、ハノイ